

2023年度国費外国人留学生（研究留学生）募集要項（大学推薦・一般枠）  
（日本政府奨学金受給外国人留学生用）

大学推薦による国費外国人留学生（研究留学生）（一般枠）を下記のとおり募集する。

1. 応募資格及び条件

- (1) 対 象 : 大学院レベルの外国人留学生として、**新たに海外から留学する優秀な者**  
（現在、社会人の者は最終学歴の学業成績、在學生は現在在籍する課程の学業成績が2.30以上（満点3.00）であり、奨学金支給期間中の在籍課程においてもこれを維持する見込みがある者をいう。さらに下記「(6) 語学能力」のいずれかの条件を満たす者をいう。）  
（※成績評価係数の算出ができない場合、下記の「5. 応募手続」の(5)推薦状を参照すること）
- (2) 国 籍 : 日本国政府と国交のある国のものを有すること。  
ただし、申請時に日本国籍を有する者は、募集の対象とならない。  
**※文部科学省が指定する重点地域外の候補者は推薦不可。**
- (3) 年 齢 : 1988年4月2日以降に出生した者。
- (4) 学 歴 : 次のいずれかに該当する者
- イ) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者及び2023年9月修了見込みの者
  - ロ) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が5年以上である課程（最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設（前号の指定を受けたものに限る。）において課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者及び2023年9月までに授与される見込みの者
  - ハ) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学（医学、歯学、薬学又は獣医学（6年の課程）を履修する課程）を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、2023年9月30日において24歳に達している者
- (5) 健 康 : 心身ともに健康である者。また、大学における学業に支障がないこと。
- (6) 語 学 : 日本語又は英語のいずれかの能力を有する者として、以下のいずれかの条件を満たす者。
- イ) 日本語
    - ① 正規課程への入学時点で日本語能力試験（JLPT）のレベル N2 以上に合格している者。
    - ② 日本の大学院修士課程・博士課程（前期）又は博士課程（後期）への入学資格を満たす教育課程を、日本語を主要言語として修了した者。
  - ロ) 英語
    - ① 正規課程への入学時点で英語におけるヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）の B2 相当以上の資格・検定試験のスコアを有している者。  
（B2 レベルに相当するスコア：TOEFL iBT 72-94、IELTS 5.5-6.5 等）
    - ② 日本の大学院への入学資格を満たす教育課程を、英語を主要言語として修了した者。
- (7) 渡 日 : 2023年9月18日から同年10月14日までに必ず渡日出来る者

- (注1) 現役軍人又は軍属の資格のまま入学することは出来ない。
- (注2) 指定期日までに渡日出来ない者は入学を取り消す。
- (注3) 自国政府や民間団体等他の機関からの奨学金等を受給している者は採用しない。
- (注4) 修士修了見込みで出願した者で、2023年9月30日までに修了出来ない者は、入学を取り消す。
- (注5) 次のいずれかに該当する者は、応募することは出来ない。
  - ① 2023年度日本政府(文部科学省)奨学金留学生(大学推薦)に本学以外の日本の大学から推薦を受けて応募している、又は応募する予定の者。
  - ② 2023年度又は2024年度日本政府(文部科学省)奨学金留学生(大使館推薦)の募集に応募している、又は、応募する予定の者。
  - ③ 独立行政法人日本学生支援機構が実施する留学生を対象とした支援制度により日本の大学に留学する予定の者。

(7) 査証取得 : 渡日前に「留学」の査証を新規取得し、「留学」の在留資格で入国すること。査証は国籍国に所属する在外公館での現地発給とする。既に他の在留資格(「永住者」、「定住者」等)を有している場合には「留学」に変更の上、新規渡日する必要がある。渡日時に「留学」以外の在留資格で入国した場合は、奨学金の支給が取り消される可能性があることに留意すること。

## 2. 奨学金支給期間

**原則として、大学院研究生で在籍する2023年10月から2025年3月までの1年半。**

**ただし、大学院研究生から正規の大学院生に進学希望の者で、一定の基準を満たす特に優秀なものについては、文部科学省の厳格な審査の上、奨学金支給期間が延長される場合がある。**

## 3. 奨学金・旅費・授業料等

(1) 奨学金 : 月額146,000円(大学院研究生)(2022年実績)、  
月額148,000円(大学院生)(2022年実績)を支給する。  
但し、留学生が大学を休学又は長期欠席した場合は、支給されない。

### (2) 旅費

① 渡日旅費 : 渡日する留学生の居住地最寄りの国際空港から成田国際空港又は受入大学が通常の経路で使用する国際空港までの下級航空券を交付する。  
(注1) 渡日する留学生の居住地から最寄りの国際空港までの旅費、空港使用料、空港税、渡航に要する特別税、日本国内の旅費等は自己負担とする。)

② 帰国旅費 : 奨学金支給期間終了月内に帰国する留学生に対しては、(本人の申請に基づき)成田国際空港又は受入大学が通常の経路で使用する国際空港から当該留学生が帰省する場所の最寄りの国際空港までの下級航空券を交付する。  
(注1) 渡日及び帰国の際の保険料は自己負担とする。  
(注2) 出発及び到着空港は留学生が国籍を有する国の空港に限る。

(3) 授業料等 : 入学検定料、入学料及び授業料は徴収しない。

## 4. 選考及び入学許可通知

- (1) 東京医科歯科大学は、応募書類により候補者を選考し、文部科学省に推薦する。
- (2) 文部科学省は、東京医科歯科大学から推薦された候補者を審査のうえ、日本政府奨学金受給外国人留学生としての採用を決定し、東京医科歯科大学に通知する。
- (3) 入学許可は、文部科学省の通知に基づき、6月頃に本人に通知する。

## 5. 応募手続

応募者は、下記の書類を **2023年1月20日まで**に、東京医科歯科大学国際交流課学生受入係に提出する。

- (1) 申請書（別紙様式6）（両面印刷）
- (2) 専攻分野及び研究計画（別紙様式7）（両面印刷）
- (3) 推薦調書（別紙様式1）（指導予定教員作成）
- (4) 総合成績評価報告書（別紙様式3）（指導予定教員作成）
- (5) 推薦状

（学生の場合は所属大学等の研究科長レベル以上の者、有職者の場合は官公庁・事業所等の長者から**東京医科歯科大学長あて**の推薦状とする。その他、本人を良く知っている指導教員等の個人的推薦書を付け加えることが望ましい。）

**（成績評価係数の算出ができない場合、算出できない理由とともに、2.30以上に相当すると判断した根拠を「〇〇研究科において成績順位が〇人中〇位のため上位30%以内である」と東京医科歯科大学長あての推薦状に記載すること。これ以外の根拠は認めない。なお、計算の結果、成績評価係数が2.30未満の者を推薦することは、上記推薦状提出をもってしても認めない）**

### (6) 写真

（最近6か月以内に撮影したもので、4.5cm×3.5cm、上半身、正面、脱帽、裏面に国籍及び氏名を記入し申請書所定の場所に貼付のこと。電子データ可）

- (7) 本人の国籍身分を証明する書類（パスポート（写）、本国の戸籍謄本、市民権等の証明書の（写））
- (8) 出身大学及び大学院の成績証明書（出身大学で発行したもの）
- (9) 出身大学の卒業証明書及び出身大学の修了（見込み）証明書又は学位記
- (10) 最終出身大学又は大学院において優秀であることを証明する学業成績  
（例えば、GPA、ABCのクラス分け、具体的な順位（〇人中第〇位）等、最終出身大学又は大学院における成績が明確に判る指標）
- (11) 修士論概要等（英語）  
（学位論文概要等については、論文内容を簡潔にまとめたもの）
- (12) **語学能力、専門能力を客観的に示す材料**  
（例えば、TOEFL、TOEIC、日本留学試験日本語科目、日本語能力試験等の成績表）
- (13) パスポート（写）
- (14) 健康診断書：直近6か月以内のもの

## 6. 書類申請にあたっての留意事項

- (1) 日本政府奨学金受給外国人留学生として本学から文部科学省への推薦にあたり、指導教員の推薦調書等が必要になるので、事前に指導教員とよく連絡をとり、研究の打合せ等しておくこと。
- (2) 提出書類は、日本語又は英語のいずれかにより、可能な限り文書作成ソフト等を用いて全てA4判両面印刷に統一して作成すること。（その他の言語により作成する場合は、日本語又は英語いずれかによる訳文を必ず添付すること。（証明書類についてもその他の言語の場合には、日本語又は英語いずれかによる訳文を添付すること。））
- (3) 提出書類のうち、上記5. (1)(2)(3)については、紙媒体とともに文書作成ソフト等で作成したデータでも提出すること。
- (4) 提出書類がすべて完全にかつ正確に記載されていない場合、付属書類が完全に揃っていない場合、又は提出期日が過ぎたものについては受理しない。
- (5) 提出書類は、一切返却しない。

## 7. 注意事項

- (1) 留学生は、次の場合、奨学金の支給を取り止められることがある。

- ① 提出書類の記載に虚偽が判明したとき。
  - ② 文部科学大臣への誓約事項に違反したとき。
  - ③ 大学において、懲戒処分を受け、もしくは成業の見込みがないと判断されたとき。
- (2) 留学生は渡日に先立ち、日本の風土、習慣、気候、大学状況について、あらかじめ研究しておくことが望ましい。また、教育研究は、英語を用いて先行的に進めるが日常生活ではすぐに日本語が必要になるので、日本語についてある程度の用意をしておくことが望まれる。
- (3) 渡日後、すぐには奨学金を受給できないので、当座の生活資金として、差し当たり必要となる費用を2,000米ドル程度用意することが望まれる。

<提出先及び問い合わせ先>

〒113-8510 東京都文京区湯島 1-5-45

東京医科歯科大学国際交流課学生受入係

(TEL : [03-5803-4076](tel:03-5803-4076)/[4077](tel:03-5803-4077) FAX : 03-5803-0366 E-mail : [fssu@ml.tmd.ac.jp](mailto:fssu@ml.tmd.ac.jp))